

## ◎合併処理浄化槽整備関連補助金に関する留意事項（2023年度版）

※必ず事前(申請前)に、市に問い合わせてください。

### <合併処理浄化槽本体設置工事>

○補助にあたっては、浄化槽を設置後、適正な維持管理を行うこと、浄化槽法に定める法定検査(7条、11条)を受けることを条件とし、違反があった場合には、補助金の返還を求めることもありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

○対象となる浄化槽は、**環境配慮型浄化槽のみ**です。適合機種については、「環境配慮型浄化槽適合機種一覧表」をご覧ください。

### <宅内配管工事>

○浄化槽本体設置工事と宅内配管工事、浄化槽撤去工事は別々に算定し、それぞれの上限額の範囲内で補助します。

例) <5人槽>費用: 本体設置工事 103万円、 宅内配管工事 35万円

↓

↓

補助金: 本体設置工事 97万8千円、宅内配管工事 30万円 (上限)

○単独浄化槽または汲み取り槽を保有している家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置は、配管工事も建築工事の一環として行うため、宅内配管補助の対象とはなりません。  
(水回りのリフォームをする場合は、対象になります。)

### <単独浄化槽撤去工事>

○撤去した単独浄化槽を埋め戻した場合、及び最終処分場において処分しなかった場合は、撤去工事補助の対象になりません。(完全に撤去・処分)

### <汲み取り槽撤去工事>

○汲み取り槽の撤去工事についても補助の対象になりました。(新規)

### <補助申請・実績報告>

○補助金交付申請は、必ず**工事の着手前**に行ってください。(申請受付後、審査を行い問題がなければ、補助金交付決定通知書を送ります。この交付決定通知書を受領後、工事を開始してください。) 交付決定前に工事が着手されている場合は、補助金を交付することができません。

○工事完了後、40日以内又は3月10日のいずれか早いほうの日が実績報告書の提出期限となります。

○その他 市税等の滞納がないこと。